

職員不祥事に関する調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、職員不祥事に関する調査特別委員会を設置するものとする。

1. 名 称 職員不祥事に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び庄原市議会委員会条例第 6 条
3. 付 託 事 項 職員の不祥事再発防止に向けた職員の意識改革の徹底と組織、
機構に関すること。
4. 委 員 数 8 人
5. そ の 他 特別委員会は、議会閉会中も付託事項の審査を継続し、設置の
期間は、議会で本件の終了の報告を行うまで存続する。

平成 21 年 8 月 10 日

庄 原 市 議 会